

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名		杉並区青少年問題協議会	
年 度		令和 7 年度	開 催 回 第 2 回
日 時		令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 2 時～3 時 40 分	
場 所		杉並区立児童青少年センター（ゆう杉並） ゆうホール	
出席者	委員名	槻木委員、半田委員、長谷川委員、最上委員、水野委員、林委員、酒巻委員 岡田委員、金子委員、齊藤委員、新藤委員、藤高委員、巖瀬委員、小山内委員 井口委員、松浦委員、松田委員、松橋委員	
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭支援課長（児童相談所設置準備課長兼務）、児童青少年課長、子ども政策担当課長、学童クラブ整備担当課長、教育人事・指導課統括指導主事	
傍 聴 者		2 名	
配 付 資 料		[資料 1] 杉並区総合計画等における「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について [資料 2] 学校問題対応支援係の対応件数について [参考資料]杉並区子どもの居場所MAP 区立施設編	
会 議 次 第		1 開会 2 議題 (1) 杉並区総合計画等における「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について (2) 学校問題対応支援係の対応件数について	
会議内容（要旨）			
児童青少年課長	1 開会 (子ども家庭部長挨拶) 2 議題 (1) 杉並区総合計画等における「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について		
槻木委員	(「資料 1 杉並区総合計画等における「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について説明) (質疑・意見等) 高円寺は、高円寺北児童館が廃止されて保育園へ転用された経緯があり、現在、地域に児童館がない状況である。 また、約 2 年前に杉並第四小学校の跡地に科学館「IMAGINUS（イマジナス）」が開設されたが、約 1 億円規模の赤字を抱え、来年 3 月に休館する予定と聞いている。 ついては、当該建物を有効活用し、児童館を整備してはどうか。子どもの居場所づくりの観点からも、当該施設は活用可能性が高く、地域ニーズにも合致すると考える。		
児童青少年課長	イマジナスの件は、承知している。高円寺中学校区域は、児童館がない中学校区のため、新たな児童館を整備していく中学校区である。なお、高円寺地域全体としては、南側に高円寺南児童館や子ども・子育てプラザ高円寺（旧高円寺中央児童館）がある。 イマジナスについては、区としても今後検討していかなければならない課題であると認識しており、委員からのご提案については、しっかりと受け止めていきたいと		

	考えている。
林委員	中・高校生機能優先児童館について伺いたい。既存の児童館を中・高校生機能優先児童館として位置付けるとのことであるが、現在、その児童館を利用している小学生については、当該児童館が中・高校生機能優先児童館となった場合、今後どのような利用方法となるのか。
児童青少年課長	区内の7館を、中・高校生機能優先児童館に位置づけ整備していく。これは、既存の児童館を位置づけるというものと、新たに移転改築して整備していくものと両方がある。上荻児童館については、移転改築して新たに中・高校生機能優先児童館にすることが計画化されている。 中・高校生機能優先児童館に位置付けた後も、小学生がその児童館を利用できなくなるものではない。小学生と中・高校生の双方が利用できるよう、時間帯を分けるなどのタイムシェアによる運用を想定している。 具体的な利用方法については、今後、中・高校生の意見も踏まえながら、よりよい形を検討していく考えである。例えば、中・高校生からは、現在18時までとなっている利用時間を19時まで延ばしてほしいという要望が寄せられている。小学生の利用が一定程度落ち着く時間帯を中・高校生が優先的に利用できる時間帯とすることや、午前中は乳幼児親子がゆったりと利用できる時間帯とすることなど、利用対象に応じたタイムシェアを検討している。
新藤会長	中・高校生の居場所の充実を目的として中・高校生機能優先児童館を整備するという趣旨について理解した。 その際、利用時間帯を分けるなどの運営上の工夫や、新たに整備する児童館において中・高校生が利用しやすい機能を優先的に設ける一方で、小学生が利用できなくなるなどの不利益が生じないように配慮しながら運営していくという考え方であると受け止めた。
齊藤委員	資料1の施策20に「民間施設を活用した学童クラブ整備」と記載がある。区有施設が不足しているために民間施設を活用するという考え方については理解できるが、具体的にはどのような民間施設を想定しているのか。また、現時点での取組状況や、今後想定されている整備・誘致の動きについて教えてほしい。
学童クラブ整備担当課長	これまで区では、空きが生じた区有施設を活用し、第二学童クラブを整備するなどの対応を行ってきた。しかし、近年は活用可能な区有施設が少なくなっている状況にある。 そのため、今後は民間が所有する不動産物件を借り上げ、学童クラブを運営することを検討している。物件の立地については、まずは小学校の近隣を優先し、難しい場合には当該小学校区の通学区域の中心付近、それも困難な場合には駅近など、利用が見込める場所を想定している。 具体的な物件のイメージとしては、以前に保育所として使用されていた建物や、駅近で一定の広さを有する事務用途で使用されていた建物などを想定している。 新たに物件が確保できた場合には、これまでと同様、区立学童クラブとして運営していく考えである。なお、運営主体（直営または委託）については、近隣に設置されている既存の学童クラブの状況などを踏まえ、総合的に検討していく。
齊藤委員	賃貸物件を探索して整備する方針であることは理解した。 一方で、一般に賃貸物件として市場に出ている情報だけでなく、遊休スペースを有しながら「貸せない」「貸さない」と所有者が思い込んでいるなどの理由で、表に出ていない物件情報も一定数あると考えられる。呼びかけの方法や情報収集の工夫によって、集められる情報の質・量が変わってくるのではないかと。

	また、阿佐谷地域では今後、小学校の建替えが予定されているが、敷地が狭く仮設校舎を校内に設置できない学校も想定される。その場合、民間建物を賃借して仮設校舎として活用することになると考えられるが、当該賃貸物件を仮設校舎としてだけでなく、学童クラブとしても活用できるようにすれば、効率的な施設活用につながるのではないか。
新藤会長	学童クラブの待機児童はどれくらいいるのか。
学童クラブ整備担当課長	来年度の入会については、現在も随時申請を受け付けている状況のため集計中であるが、令和7年4月1日時点で512人、令和7年10月1日時点で68人である。
新藤会長	学童クラブの待機児童が多いため、区有施設だけではなく民間施設も活用して学童クラブを整備していくということで理解した。
藤高副会長	今の話に関連するところで、学童クラブの利用対象の見直しが項目としてあげられている。学童クラブの利用対象は、小学1年生から3年生までとなるのか。
学童クラブ整備担当課長	「子どもの居場所づくり基本方針」で掲げているとおり、基本的には原則小学1年生から3年生まで（障害等により特別な支援を要する子どもは6年生まで）が利用対象となる。法令や他自治体の状況も確認しながら、早い段階で具体的な取り扱いを詰めていきたいと考えている。
新藤会長	そうすると、これまで障害等がなく学童クラブに通っていた小学4年生から6年生お子さんの行き場はどのようになるのか対応について教えてほしい。
学童クラブ整備担当課長	そういったところも含めて取り扱いを考えているところ。利用対象を原則小学1年生から3年生まで（障害等により特別な支援を要する子どもは6年生まで）、という取り扱いにした場合、障害等により小学4年生以上で学童クラブに通うことになったお子さんが、周囲に何らかの事情があるのではと推測されてしまう懸念もある。こういったことも踏まえ、慎重に考えるべきと考えている。
新藤会長	利用対象の見直しにより、学童クラブを利用できなくなるお子さんについては、基本的には放課後等居場所事業で対応していくという考え方であり、そのために放課後等居場所事業の充実を図っていくという方針であると理解した。 また、小学校4年生以上で利用の必要があるお子さんへの対応については、今後引き続き検討していくということで理解している。
教育人事・指導課統括指導主事	(2) 学校問題対応支援系の対応件数について （「資料2 学校問題対応支援系の対応件数について」説明 「シダー」とは、令和7年度新設の学校問題対応支援系の通称である。これは、令和6年度まで済美教育センターにおいて実施していた教育SAT（学校管理職OBを中心とした電話相談体制および指導主事による対応）の機能を拡充し、再編したものである。 現在は、指導主事3名、学校管理職OB3名、心理職3名、事務職2名の計11名でチームを構成し、いじめ問題に限らず、学校運営や児童・生徒、保護者対応など、学校に関するさまざまな課題について、ワンストップの相談窓口として対応している。

	また、今年度の対応を通じて、法律に基づいた判断や対応が必要となる場面も見られたことから、次年度は法律的な観点から助言を得られるよう、週2日・半日程度、弁護士に参画してもらう予定としている。
水野委員	各学校で、不登校対策として、学校に通えないお子さんのお部屋を作っていると聞いた。
教育人事・指導課統括指導主事	不登校対策として、校内別室指導という形で取り組んでいるところ。
水野委員	仲間で手伝っている人がいる。効果はどうか。
教育人事・指導課統括指導主事	効果という点では、全国的に不登校児童・生徒数が増加傾向にある中、区では令和6年度の不登校数が若干減少している。この要因として、校内別室指導の実施やスクールソーシャルワーカーの活用が一定程度寄与しているのではないかと考えている。
新藤会長	今回の資料は、シダーが対応した件数を示したものであるが、実際には、いじめや不登校の認知件数はこれよりも多く、その一部をシダーが対応しているといった状況である。そのため、いじめや不登校の認知件数全体もあわせてデータで示してもらえると、全体のうちどの程度をシダーが対応しているのかが把握でき、対応状況がより分かりやすくなるのではないかと。
教育人事・指導課統括指導主事	ご指摘は受け止めさせていただき、今後、対応したい。
林委員	学校問題対応支援係と、前回の協議会で話が合った子どもの権利救済の窓口は、連携されているのか。
教育人事・指導課統括指導主事	関係機関間の連携は行っている。いじめなど、子ども同士の人間関係を背景とした相談については、保護者または子ども本人から、子どもの権利相談・救済窓口へ寄せられる場合がある。 そうした相談については、相談者の意向や事案の内容・状況に応じて、学校、学校問題対応支援係、教育SATが連携・役割分担を行いながら対応している。
林委員	いじめや不登校の相談が、学校ではなく、ダイレクトに子どもの権利相談・救済窓口へ寄せられる事例があるということか。
教育人事・指導課統括指導主事	学校を通さずに、子どもの権利相談・救済窓口や学校問題対応支援係へ直接相談が寄せられる場合がある。保護者の中には、学校や教育委員会に対して相談しにくいと感じるケースも想定される。そうした場合、区長部局が所管する子どもの権利相談・救済窓口の方が、窓口として利用しやすいことも考えられる。区としても、相談先の選択肢を複数設けることで、より相談しやすい環境を確保する趣旨で制度構築している。
子ども家庭部長	子どもの権利相談・救済窓口は、区長部局である子ども家庭部に設置されている窓口であるため、補足して説明する。

	当該窓口は、いじめに特化した相談窓口ではなく、子どもの権利全般を対象としており、友人関係や親子関係など、子どもを取り巻くさまざまな事柄について幅広く相談できる窓口である。 保護者や子どもの中には、学校や教育委員会に対して相談しにくいと感じる場合もあることから、そうした場合の一つの受け皿として機能している。 この窓口は昨年9月に開設され、今年2月までの間に141件の相談が寄せられている。そのうち、子ども同士の人間関係の悩みや学校に関する相談は70件を超えており、一部にはいじめに関する相談も含まれている。 子どもの権利相談・救済窓口では、弁護士や公認心理師などの専門資格を有する救済委員が対応している。相談内容に応じて、学校や教育委員会事務局の指導主事などの関係機関と連携しながら、子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の解決方法を共に考えていくこととしている。
新藤会長	子どもにとっては、相談のチャネルが増えたということであり、学校だけでなく救済機関というところにも相談することができるような体制になったということ、と承知した。
松橋委員	資料2の対応種別について、各事案をどのように分類しているのか。例えば「いじめ」について。いじめには様々な内容が含まれるが、対応種別には「事件・事故」や「非行」もある。
教育人事・指導課統括指導主事	「いじめ」の件数については、本分類における「いじめ」は、当初からいじめとして相談が寄せられた事案を指している。その後の対応過程で警察と連携する場合があっても、あくまでいじめへの対応の一環として捉え、「いじめ」として件数にカウントしている。「事件・事故」については、学校問題対応支援係に事故報告として報告を受けた事案をメインに、件数としてカウントしている。具体的には、学校内で児童・生徒がけがをした場合などが該当する。「非行」は、法律や社会的規範に反する行為を指す。 ここで、補足で説明をさせていただきたい。 いじめの定義は法改正により拡大され、早期把握と初期対応が重要となっている。一方で、出席停止や転校には法的制約があり、対応可能な範囲には限界がある。このように、いじめの対応として、法律上できること・できないことを地域に理解してもらうことも必要である。
新藤会長	法令上定義される「いじめ」と、社会通念上の「いじめ」との間にはとらえ方のずれがある。そのうち、法令上の定義に該当する事案について、学校問題対応支援係が対応しているという整理である。 学校問題対応支援係の対応件数が多いことは、当該定義に該当する事案が多く把握され、結果として認知されている件数が多いことを示すため、より発見・把握が進んでいるという見方となる。 資料2に掲載の対応種別「管理職へ苦情・要望」が増えていることについて、どのように見ればよいか。
教育人事・指導課統括指導主事	管理職への苦情・要望が起こる背景としては、相談者と学校側で誤解や齟齬が生じている場合が多い。また、件数が増えている一因としては、学校問題対応支援係がより認知され、相談がしやすくなったためととらえている。
松浦委員	教育委員会の対応窓口が機能していることで、学校に直接寄せられる苦情や要望は以前より減少している。一方で、この10～15年の間に、学校や教育長、区長に対する苦情・要望に加え、当事者の子どもではない第三者からの意見も増加している。

	何かあれば声を上げるという風潮が強まり、特に批判的な声の方が大きく表れやすいと感じており、学校はそのような状況の中で学校運営を行っている。 いじめについては、どのような行為であっても、受け手が嫌だと感じればいじめになり得ると認識している。相手を思ってしまった行為であっても、結果として相手が傷つき、学校に来られなくなれば不登校となり、重大事態につながる可能性もある。そのため、学校は日々多くの対応に追われ、疲弊している状況である。 近年は、暴力を伴ういじめは少なくなっている一方で、匿名性の高い SNS での誹謗中傷や動画の拡散など、表面化しにくいいじめが増加している。普段は問題がないように見える子どもにも別の側面があり、事案が発生して初めて把握するケースも多く、結果として対応が後手に回ってしまうことがある。 また、教員の採用倍率の低下などにより、教員の質を確保していくことが課題となっている。そのような中であっても、関係機関と連携しながら、地域とともに子どもたちをよりよく育てていきたいという思いで対応を続けている。
井口委員	保護者と学校との間で、日頃から良好な人間関係が築かれている場合、申し立ては苦情ではなく相談として寄せられやすいと感じている。一方、保護者と学校で良好な人間関係がまだ築かれていない場合は、相談が苦情になってしまうこともある。 そのため、まずは学校として丁寧に状況を説明し、保護者からの信頼を得ることが重要である。担任一人での対応が難しい場合には、個人に任せるのではなく、状況に応じて学年主任や生活指導、管理職などが関与し、組織として対応している。 日常的な子ども同士の関わりにおいても、特性のある子ども同士が関わる場合には、本人に悪意がなくてもトラブルが生じやすい傾向がある。例えば、大きな音が苦手な子どもと、大きな音を出すことで気持ちを発散している子どもが同じ場にいると、双方に悪意がないにもかかわらず、トラブルに発展してしまうことがある。 このように、意図的な加害行為ではない事案については、解決が難しくなる場合も少なくない。 日々の学校問題の解決にあたっては、学校問題対応支援係から大きな支援を受けていると感じている。学校は、たとえ保護者から厳しい言葉を向けられた場合であっても、児童が卒業するまで保護者と関わり続けていく必要があり、一定の関係性を維持しなければならない。そのため、保護者の言葉を受け止めつつ、丁寧な対応を心掛けている。 一方で、学校として直接伝えにくい内容や、毅然とした説明が必要な場面については、学校問題対応支援係から助言を受け、適切に伝えるようにしている。また、スクールロイヤー（弁護士）から、法的な観点に基づいた助言も受けながら対応をしている。 このように、学校単独で抱え込むのではなく、学校問題対応支援係やスクールロイヤー等、様々な専門機関と連携しながら、チームとして対応をしている。
最上委員	保護司として活動しているが、区では、少年の非行は極めて少ない。件数としてはほとんどないが、困難な案件はあり、監察官と保護司が協力して対応にあたっている。
小山内委員	放課後の居場所運営や、保護者と学校との関係を学ぶために今年度は小学校の支援員を担っている。自分はこうした立場にいることから、いじめの問題については、保護者、教員、子ども、それぞれの立場の思いや苦労が理解できる。皆それぞれの立場で懸命に取り組んでいる。 一方で、こちらから子どもに対して「どうしたの」と声をかけることで、悩みを打ち明けてくれたり、解決の糸口につながったりすることもある。 自分自身は地域住民の一人に過ぎないが、もう少し関わろうとしたり、自分から問題意識を持って動こうとしたりすることで、たとえ小さなことであっても、何らか

	の形で役に立つことができるのではないかと感じた。 最近の子どもたちは、良い意味で非常に素直であり、嫌なことは嫌、苦手なものは苦手とはっきり表現する傾向があると感じている。そうした姿は、自己表現ができているという点で肯定的に受け止めることができる一方、これから社会の中で生きていく一人の子どもとしては、周囲で関わる大人の存在や支えも重要であると改めて感じている。 また、子どもを取り巻く課題が「問題」として取り上げられ、議論されることで、さまざまな居場所が整備されていくことは、結果として子どもの受け皿が広がることにつながると強く感じた。 自分自身は地域の一員として限られた立場ではあるが、今後、自分にできることを見つけ、子どもたちを支える取組に関わっていきたいと考えている。
厳樫委員	学校問題への対応についてのお話を伺い、教育委員会や学校の先生方が大変なご苦勞の中で対応されていることがよく伝わってきた。 例えば、下校時に傘を振り回している子どもがいたといった内容については、学校に苦情や連絡が入ることが多い一方で、子どもがよい行動をしている場面を目にしても、それを学校に伝えて「ほめてあげてほしい」と連絡することはほとんどないのではないかと感じている。 今後は、クレームだけでなく、「こんなよいことをしている子どもを見かけたので、ぜひほめてあげてほしい」といった前向きな連絡も、地域から学校に届けていきたい。 関係者の皆様の日々のご対応に感謝している。
新藤会長	子どもを支え、育てていくためには、保護者や学校だけでなく、地域の人々も一緒になって子どもを応援していくことが大切であると感じている。そのためには、保護者、学校、地域それぞれの立場や気持ちを理解し合える人を増やしていくことも重要である。 子どもの良いところについては、学校や保護者は日常的に見てくださっていると思うが、地域の人々からも温かいまなざしが向けられるような関係性を作っていくことが大切だと考える。 また、学校や保護者を通じて聞こえてくる子どもの声が、本当に子どもが感じていることや考えていることなのか、疑問に思う場面もある。この会議のメンバーは、日頃から子どもの声を直接聞く立場にある方々が集まっていると思うので、今後、子どもの声を直接聴く取組を進めていくことができればありがたい。 区においても、子どもの権利擁護の取組として、子どもの声を直接受け止める相談窓口等の仕組みが整備されている。そうした機関を大人が知ることはもちろん、子どもたち自身にも活用してもらうことが重要であり、その周知や理解促進にも力を入れていく必要があると考える。
子ども家庭部長	本日の会議では、学校問題対応支援係の説明を通じて、いわゆる広義のいじめと狭義のいじめについて理解を深めていただくことができた。また、学校現場の実情や校長先生のご経験も共有され、大変貴重な機会であったと感じている。 一方で、誤解がないように改めて強調したいのは、いじめそのものが決してあってはならないものであるという点である。区においても、いじめの重大事態が実際に発生しており、子どもの権利が侵害され、現に心身を傷つけられている子どもがいるという事実は重く受け止めなければならない。 法制度上、学校が対応できることに限界がある場合もあるが、それを理由に「できない」と片付けるのではなく、その限界を十分に理解した上で、それでもなお、いじめに悩む子どもたちの支援に取り組んでいるということを、改めて伝えたい。 区としては、子どもの最善の利益を考えるという観点から、その子にとって何が最も大切なのかを丁寧に考え、一つひとつの事案に向き合いながら対応を行っている。

児童青少年 課長	そうした姿勢で取り組んでいることについて、誤解のないよう理解していただければと思う。 (事務連絡) 今年度の青少年問題協議会は本日が最後となる。関係行政庁のみなさまの任期は 3 月 31 日まで、そのほかのみなさまの任期は 7 月 7 日までとなる。 令和 8 年度の協議会につきましては、改めてご連絡する。 (閉会)
---------------------	--